

第33回世界遺産委員会における保全状況審査について

第33回世界遺産委員会では、合計147件についての決議が行われた。今回の委員会では、世界遺産一覧表記載物件の審査において、危機遺産一覧表については新たな追加記載が3件、削除された物件が2件という結果となった。

(世界遺産一覧表記載物件の保全状況審査に係る全般的な傾向)

保全状況審査において、近年しばしば問題とされる課題としては、以下の3点が挙げられる。

- ① 記載時に、資産範囲あるいは近隣において想定される開発計画等について、どの程度の情報提供がなされるべきか
- ② 都市部における歴史地区の保全の問題、特に隣接地における高層建築プロジェクトにどのように対応するか
- ③ 世界遺産委員会の勧告等への締約国の対応・取り組み状況
また、保全状況審査において、一昨年に導入が決定された強化モニタリング(※)の適用が議論になることもあった。

※ 強化モニタリングは、第31回委員会で導入が決定されたもので、世界遺産委員会のみならずユネスコ事務局長が現地調査の実施を決定でき、かつまた、通常行われるリアクティブ・モニタリング(reactive monitoring)と異なり、必要に応じて機動的に、場合によっては1年間に複数回行うことも可能。

(具体的な事例)

① ドレスデン・エルベ渓谷(ドイツ)

[これまでの経緯]

1. 2004年、第28回世界遺産委員会において、都市と郊外の田園が融合する景観の芸術的な価値が評価され、世界遺産一覧表に記載(記載基準:(ii)、(iii)、(iv)、(v))。
2. 2005年、市民投票によりヴァルトシュロスヒェン橋建設計画を決定。ユネスコは景観影響アセスメントの実施を要求した。橋の建設が文化的景観に致命的な影響を与えることが確認された。
3. 2006年、第30回世界遺産委員会において「橋梁建設計画が実行されれば、次回世界遺産委員会において世界遺産一覧表から削除する」とした上で危機遺産一覧表に記載。
4. 2006年7月、ドレスデン市議会において建設計画見直しが決議されたが、州政府は市民投票の結果が市議会決議に優先するとして、建設続行の立場を表明。これに対し、州裁判所及び連邦憲法裁判所は、いずれも州政府支持の判断を下した。

5. 2007年、第31回世界遺産委員会において、強化されたモニタリング・ミッションを適用することや、引き続き計画が実行されれば世界遺産一覧表から削除すること等とともに危機遺産一覧表記載継続を決議。
6. 2008年2月、強化されたモニタリング・ミッションが派遣された。橋の建設工事は一部開始されており、同ミッションは、橋が完成された際には、同資産の「顕著で普遍的な価値」に影響を及ぼすと結論づけ、代替案（地下トンネル）選択の可能性を検討するためにも、建設の中止を勧告している。
7. 2008年7月、第32回世界遺産委員会において、橋梁建設が継続され、不可逆的なダメージを受けた場合には第33回委員会での削除することを前提に危機遺産一覧表への継続記載を決議。
8. 2008年10月、締約国関係者、世界遺産センター、ICOMOSによる協議が行われたが結論なし。
9. 2009年1月、ドイツからの報告書によれば、橋梁の基礎は1月に完了し、上部構造は2011年6月完成に向けて、接続トンネル、ランプ、道路建設は2010年9月完成に向けて着工された。

〔決議〕 Decision 33 COM 7A. 26

1. 会議文書 WHC-09/33.COM/7A を検討し、
2. 第30回世界遺産委員会決議 30 COM 7B. 77 及び第31回世界遺産委員会決議 31 COM 7A 27、第32回世界遺産委員会決議 32 COM 7A. 26、特に、ヴァルトシュロスヒェン橋設計計画が OG パラ 179(b)（注：危機遺産一覧表への記載基準）に応じて遺産の価値と完全性を不可逆的に損なうとの懸念を想起し、
3. また、現在の橋梁事業が資産の顕著な普遍的価値、および完全性を不可逆的に損なうことを確認した2008年2月の強化されたモニタリング・ミッションの報告書を想起し、
4. さらに、the Convention の Article 6.1 により、世界遺産一覧表に記載された資産は世界遺産を構成し、その保護は全く国際共同体の責任であることを想起し、さらに世界共同体の義務は、国家によるそのような遺産を保存する試みを援助し、協力することであることを想起し、
5. また、国家は会議のもと、自国にある世界文化遺産および自然遺産を守り、保存し、特にそのような資産の保護と保全のために効果的で活動的な手段が取られることを保証する責務を負っていることを想起し、
6. 国家がその責務、特に記載された通りの世界遺産ドレスデン・エルベ渓谷の顕著な普遍的価値を守り、保存する責務を果たすことができないことを会議において明確にしたことを、深い悲しみとともに記録する。
7. 世界遺産委員会の第30・31・32回委員会における資産を守るための懇願が失敗したことを遺憾に思う。
8. 政府関係者が資産の顕著な普遍的価値及び完全性にとって不利益な事業を中止せず、損害がすでに不可逆的であることを遺憾とし、

9. ドレスデン・エルベ渓谷（ドイツ）を世界遺産一覧表から削除することを決定する

10. とはいえ、国家により、ドレスデン・エルベ渓谷が本来持っている顕著な普遍的価値を保存するために、あらゆる選択肢を探し、検討し尽くしたことを補足し、
11. オペレーショナル・ガイドラインの Section III の条項により、顕著な普遍的価値を満たすドレスデンの遺産による新たなノミネーションが予想されることを考慮に入れる。

②ボルドー、月の港（フランス）

〔これまでの経緯〕

1. 2007年、第31回世界遺産委員会において、世界遺産一覧表に記載〔記載基準：(ii)、(iv)〕
2. 記載直後に、構成資産の一部である歴史的に重要な旋回橋が取り壊されたのみならず、ガロンヌ川に新たな架橋計画があることが判明。
3. 旋回橋は技術的に重要な要素と判断されていたこともあり、委員国からは深刻な懸念が表明されたが、まずはフランス政府に状況の詳細な報告を求めるにとどめた。しかし、決議文に「世界遺産一覧表からの削除を考慮することを視野に入れつつ」という強い文言が含まれることとなった。

〔決議〕 Decision 33 COM 7B.101

1. 会議文書 WHC-09/33.COM/7B.Add, を検討し、
2. 第32回世界遺産委員会決議 30 COM 7B.89, 及び第32回の会議（ケベック, 2008）を想起し、
3. 推薦国が、Bassin a flot に架かる Pertuis 橋の取り壊しを悔いていること、また資産のうち顕著な普遍的価値に資する港湾資産目録を作成し始めていることに留意し、
4. 将来、この資産の顕著な普遍的価値に対して同様な衝撃が与えられることを回避するために、bassin a flot を含む資産全体に対して首尾一貫した計画規制が適用されることを要求し、
また、推薦国に対し、それらが実現されることを保証するため、時間枠と作業予定の提出を求め、
5. Pertuis 橋に代わる橋の建築が資産の顕著な普遍的価値にもたらす潜在的な衝撃は、建設に優先して審査されなかったことを遺憾とし、
さらに、元の幅よりも狭い可航水路を再建するよう考慮がなされることを要求し、
6. しかしながら、推薦国に対して、提案されている Bacalan-Bastide 橋計画を再考し、そして資産に対する視覚的な衝撃を限定するためにも、歴史的地区の前に巨大な船が通行せず、港を訪れる小さい船のみが通行を許されるような代替案を検討し、できる限り巨大な船の停泊所を橋の位置よりも下流に再配置するように要求し、
7. さらに、国家が資産に与える視覚的なインパクトを制限するための研究を継続することを要請する。

8. さらに、現在は Cassagnol 大学の一部となっている、かつての chai（ワイン保管所）のファケードは、顕著な普遍的価値に貢献しているため、破壊されず保存されるべきであると考察する。また、その破壊を許す建設許可は拒絶されるべきであり、計画の変更を用意すべきであると注記する。そして、国家に対し、新しい計画の詳細をイコモスによるアセスメントに向けて世界遺産委員会に提出するよう要請する。
9. **強化モニタリング・メカニズムの適用を継続しないことを決定する。**
10. 最後に国家に対し、2010年の第34回世界遺産委員会で検討するために、2010年2月1日までに、資産の保存状況と、上も挙げられたポイントを考慮に入れて行われた研究の結果に関するレポートの提出を要請する。